

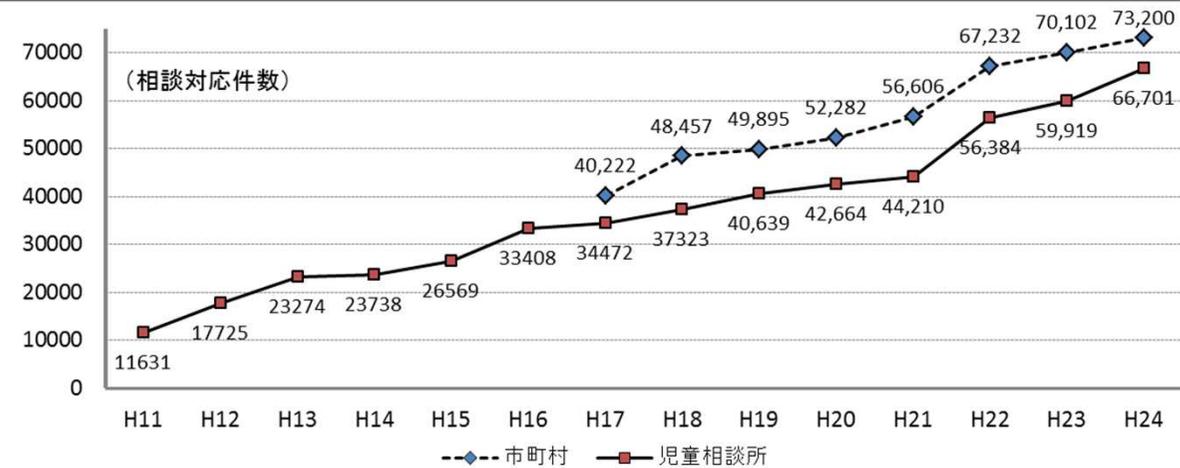
児童虐待の現状と対策

【 現 状 】

【 必要な施策の推進 】

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成24年度の虐待対応件数は66,701件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の5.7倍



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成23年度 85例99人)

	第1次報告 (H15.7.1～ H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1～ H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1～ H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1～ H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1～ H20.3.31)			第6次報告 (H20.4.1～ H21.3.31)			第7次報告 (H21.4.1～ H22.3.31)			第8次報告 (H22.4.1～ H23.3.31)			第9次報告 (H23.4.1～ H24.3.31)		
	虐待 死	心 中	計	虐待 死	心 中	計	虐待 死	心 中	計	虐待 死	心 中	計	虐待 死	心 中	計	虐待 死	心 中	計									
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99

○ 児童相談所・市町村の虐待防止対策について

- 1 児童相談所の体制強化等について
 - ・ 児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
 - ・ 措置解除後の児童の安全確保の徹底
 - ・ 親権に係る制度の活用
 - ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用した児童の安全確認、法的・医療的な体制強化
- 2 市町村における虐待防止対策について
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・ 市町村対応窓口や要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の確保

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）

課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備
 - ※ 妊婦健康診査を受けていない妊婦の把握、通常の相談業務等を通じた家庭状況の把握等
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発
- 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施
- 措置解除時の関係機関による支援体制の確保
- 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大
- 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施
- 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力
- 検証報告の積極的な活用

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関（母子保健担当部署）と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

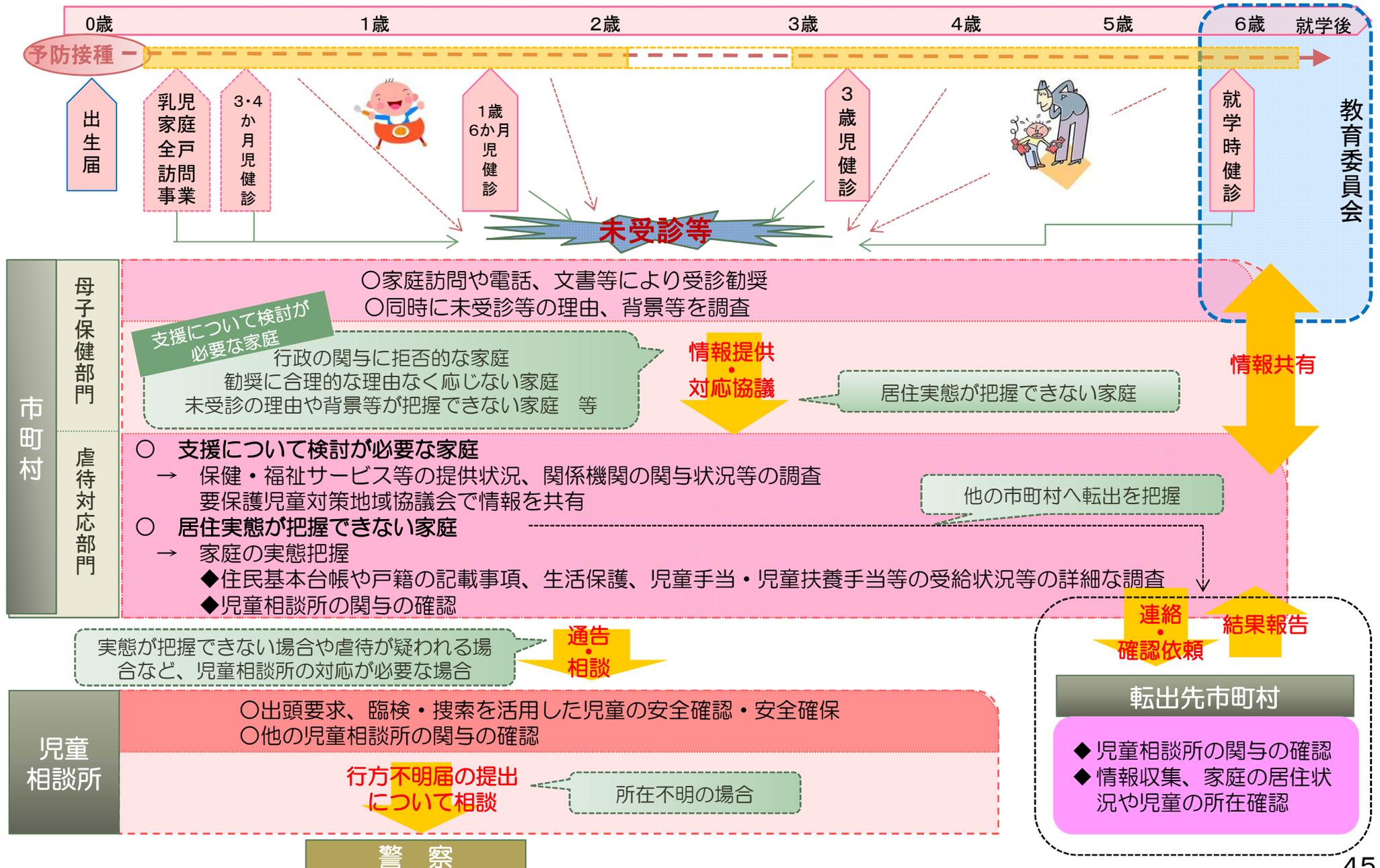
- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進
- 検証報告の積極的な活用の促進

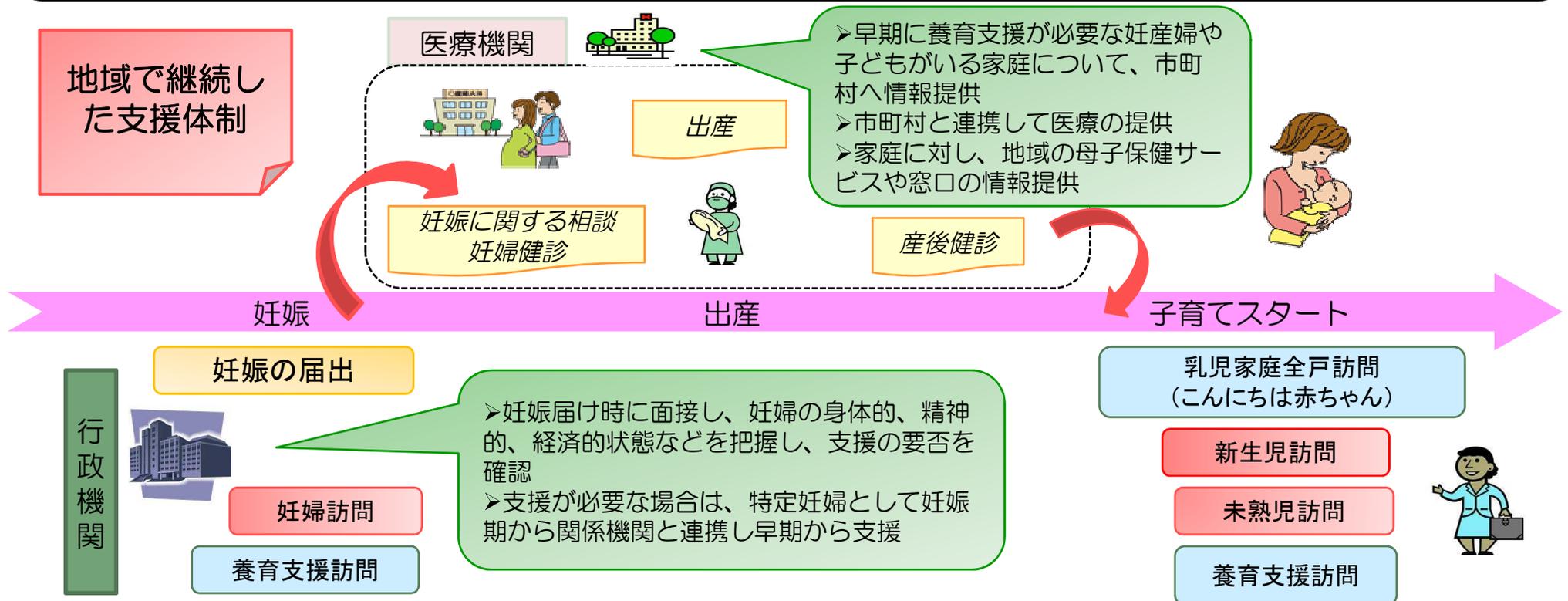
養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関間で速やかな情報共有を図ることが必要



妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る 保健・医療・福祉の連携体制の整備について

- 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。



居所不明児童の調査及び先進的な取組等の収集について

1. 調査の趣旨

居所不明児童に対する自治体の取組実態を把握し、課題を明らかにする。
また、先進的な取組を把握、紹介することにより自治体の取組をさらに推進する。

2. 調査の概要

- ① 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
(24.11.30付雇児総発1130第1号、雇児母発第1130第1号)
における居所不明児童への対応についての自治体における運用状況調べ
- ② 居所不明児童への対応についての自治体における先進的な取組等の収集

※ 居所不明児童を把握できる場面の例

- ① 母子保健分野
 - ・ 乳幼児健診 ・ 予防接種 ・ 新生児訪問 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ② 市区町村児童相談担当
 - ・ 要保護、要支援としてかかわっている家庭や相談対応している家庭が所在不明となった場合
- ③ 保育所や幼稚園
 - ・ 入園児童の家庭と連絡が取れなくなった場合
- ④ 義務教育学校
 - ・ 就学前健診未受診で連絡が取れない場合 ・ 通学児童生徒の家庭と連絡が取れなくなった場合

※ 関係省庁と調整の上、実施の予定



乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD 「赤ちゃんが泣きやまない」 ～泣きへの対処と理解のために～ について

(1) DVDについて

児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome 以下「SBS」)を予防するため、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方、SBSの発生メカニズムやその影響などを11分間で解説したものであり、以下の三部で構成されている。平成25年3月に完成。

- ①「赤ちゃんは泣くのが仕事」
- ②無理に泣きやませようと、激しく前後に揺さぶった場合の影響
- ③赤ちゃんの泣きへの対処法



(2) DVDの配布先

全国の都道府県、市町村、児童相談所、保健所

(3) 各自治体におけるDVDの活用現場

- ・出産前の両親学級・母親教室等
- ・出産後の育児教室等
- ・新生児訪問事業
- ・乳幼児健診
- ・乳児家庭全戸訪問事業 など

(4) DVDを活用した評価事業の実施

全国117の市区町村(任意の協力)において、DVDを活用した啓発活動を行い、DVDを視聴した者(例:妊婦など)にアンケート調査を実施し、効果等を分析。

(5) DVDの一般公開

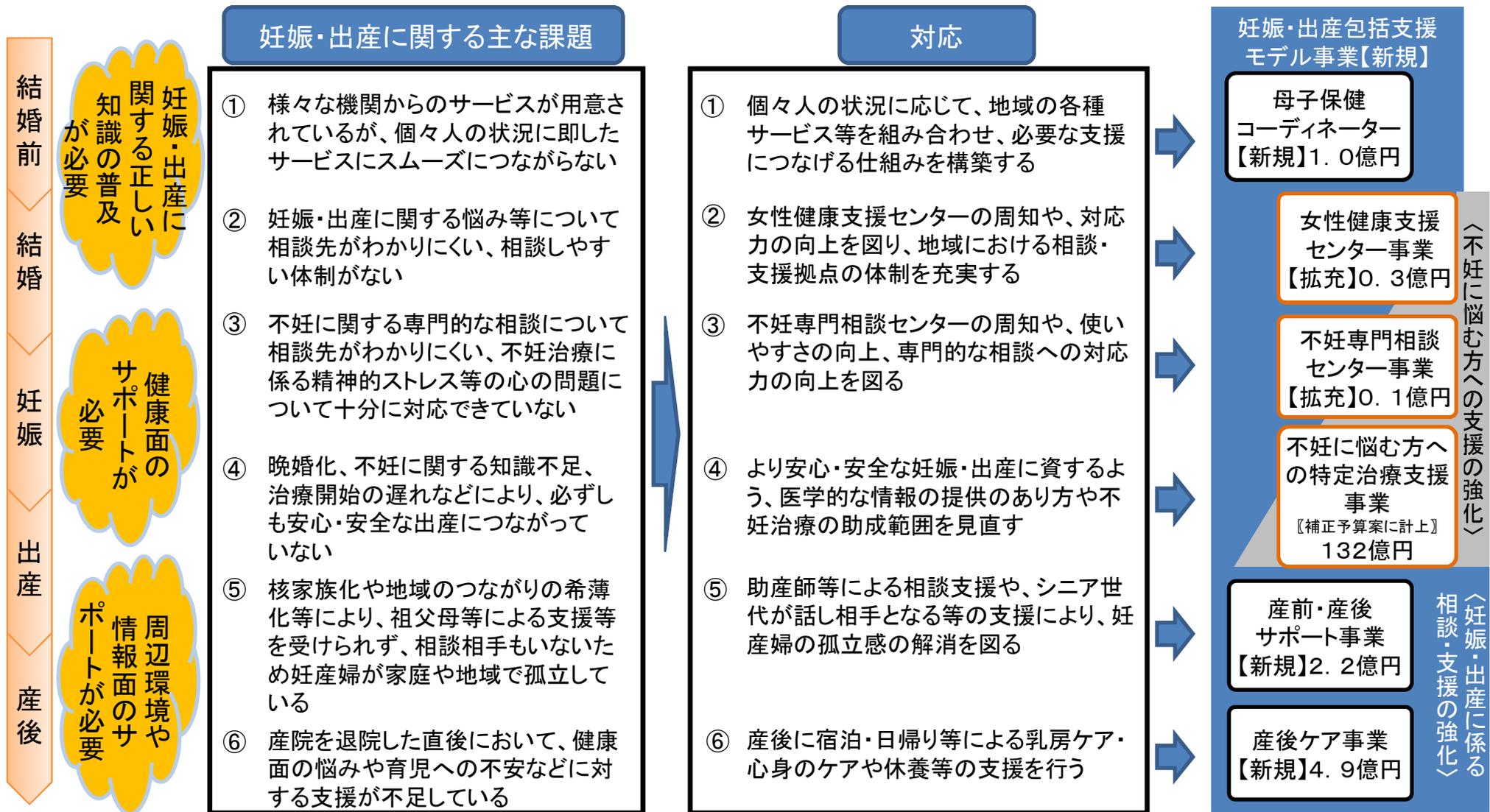
平成25年11月18日から厚生労働省ホームページ 動画チャンネル(youtube)で公開中。

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

当初予算案 8.5億円
補正予算案 (所要額) 132億円

少子化対策として、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

※「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「少子化危機突破のための緊急対策」、「社会保障制度改革国民会議報告書」に位置付け



妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化(モデル事業のイメージ)



悩みを相談したい・・・

支援者の把握

女性健康支援センター

- 身近では相談しづらい人工妊娠中絶、心の問題、婦人科疾患、更年期障害、不妊等の相談
- その他、医療機関への紹介など、幅広い相談への対応

〈利便性の強化〉

- ・全国統一番号の新設【新規】
- ・学習会の開催【新規】

〈対応力の強化〉

- ・相談員の研修会【新規】

不妊専門相談センター

- 不妊症・不育症問題を抱える夫婦に対する専門的相談
- 不妊治療を受けている方への心のケアの相談

〈利便性の強化〉

- ・土日等の講習会等の実施【新規】

〈対応力の強化〉

- ・相談員の研修会【新規】
- ・関係機関との連絡会議【新規】

母子健康手帳配布・乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健サービス

サービスの調整

母子保健コーディネーター【新規】

地域の実情に応じて、市町村保健センターやNPO法人に保健師・助産師等を配置



- ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
- ②複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ
- ③必要に応じて、定期的なフォロー

✦ 個々に即した支援をパッケージとして関係機関につなぐ!

サービス提供

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

両親学級等

医療機関によるケア

産後ケア事業【新規】

心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う

乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児健診

子育て支援策

産前・産後サポート事業【新規】

助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

地域におけるモデル事業の展開

- 地域特性やサービス資源に応じた、よりよい組み合わせなどをモデル事業により検証し、全国展開を目指す。
 - ・地域ごとに、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期までの総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、母子保健コーディネーターを配置
 - ・既存の支援に欠けている産後ケア事業と産前・産後サポート事業を組み入れ

不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

所要額 132億円

補正予算案により安心こども基金で実施

《基本的考え方》

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢
 - 特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢
 - 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮
- } に必要な治療を受けられるようにする

《助成対象範囲の見直し》

	現行	見直し後
年齢制限	年齢制限なし	43歳未満
年間助成回数	年間2回 (初年度3回)	制限なし
通算助成回数	通算10回	40歳未満通算6回 43歳未満通算3回
通算助成期間	通算5年	制限なし

平成25年度補正予算(案)の概要

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、平成26年度から新規に助成を受ける方のうち、40歳未満の方については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度から6回まで助成できるよう、見直し
 - 左記助成対象範囲の見直し内容等を含めた制度見直しについて、円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助
- ※ 助成対象範囲の見直しについては、対象者や医療機関等に無用な混乱を招かないよう、適切な移行措置を講ずることが必要であることや、現在、特定治療支援事業を利用している方への配慮も必要であることなどから、平成28年度から実施

* 助成対象範囲の見直しに関する詳細や広報等については、追ってお示いたします。

慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）【概要】

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年12月）

1 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築（医療費助成を義務的経費として位置付け）

- ① 医療費助成の対象
 - 引き続き、疾患名と疾患の状態の程度の基準で選定
 - 対象疾患は、公正・透明の観点から審議会で見直し
- ② 医療費助成の申請・認定等の在り方
 - 「指定医」（関係学会の専門医資格取得者等）が、医療意見書（医療費助成認定の審査資料）を発行
 - 審査体制の強化（必要な場合に認定審査会の意見聴取、認定審査会への専門医師の助言）
- ③ 給付水準の在り方（別紙）（※ 負担能力等に応じた適正な利用者負担、他の公費負担医療制度における給付水準との均衡）

2 研究の推進と医療の質の向上

- ① 指定医療機関
 - 患児・家族の利便性と、医療の継続性の確保（現在医療の給付を行っている医療機関が引き続き指定されるよう、指定要件を設定）
- ② 医療連携
 - 地域の連携・医療の質の向上（中核病院（小児科）等から地域の医療機関への情報発信等）
 - 地域の関係機関の連携（保健所、福祉・教育機関等の連携 ⇒ 日常的な療養生活の充実）
 - 難病・成人の医療機関との情報共有・連携
- ③ 研究の推進
 - 登録データの精度向上（指定医による直接登録、経年的なデータ蓄積、難病患者データとの連携、治癒等により医療費助成を受けない者のデータも登録可能）
 - 登録データの研究への活用、研究成果の患児・国民への還元

3 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域関係者が一体となった自立支援の充実

- ① 普及啓発の推進
 - 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築
- ② 地域における総合的な支援の推進等
 - 医療・保健・福祉・教育等の地域関係者からなる協議会で患児・家族のニーズに応じた支援（※）内容を検討し、地域資源（各種支援策、NPO等）を活用して支援を実施（※ 支援：相談支援、ピアサポート、自立に向けた個別支援計画の作成支援、社会参加支援、自立支援、家族支援 等）
 - 小児慢性特定疾患児手帳の充実、手帳制度の一層の普及
 - 国の小慢対策への取り組み方針を策定・公表し、治療研究の推進、医療・福祉等関連施策との連携確保、関係者の理解促進等を図る
- ③ 成人移行に当たっての支援
 - 難病医療費助成（※）、自立支援医療等による支援につなげるほか、患児の自立促進を図るため、総合的な支援の強化（3の②参照）に取り組み、成人期に向けた切れ目ない支援を行う（※ 難病対象疾患の拡大により医療費助成が継続する者が増えることが見込まれる）

小児慢性特定疾患に係る新たな医療費助成の制度

(別紙)

【ポイント】

- 自己負担の割合：現行の3割（就学前児童は2割）⇒2割
- 自己負担の限度額（月額）：
 - ・症状が変動し入退院を繰り返す等の小児慢性特定疾患の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
 - ・受診した複数の医療機関等（※）の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。
- ※ 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。
- 入院時の標準的な食事療養に係る負担：
 - 1/2を自己負担、残りの1/2を公費負担
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：
 - 世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 既認定患者：経過措置（3年間）を設ける。

☆新たな医療費助成における自己負担限度額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準 （（ ）内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安）		自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来＋入院）				
			原則			既認定者【経過措置3年】	
			一般	重症（※）	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者
I	生活保護		0		0	0	0
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得 I (~80万円)	1,250	1,250	500	1,250	1,250
III		低所得 II (80万円超~)	2,500	2,500		2,500	
IV		一般所得 I : 市町村民税課税以上 約7.1万円未満 (約200万円 ~ 約430万円)	5,000	2,500		2,500	
V	一般所得 II : 市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満 (約430万円 ~ 約850万円)	10,000	5,000		5,000	2,500	
VI	上位所得 : 市町村民税約25.1万円以上 (約850万円 ~)	15,000	10,000		10,000		
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし	

※重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、
②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

小児慢性特定疾病児童等の自立支援

療養生活相談 (必須自立支援事業)



・相談支援により患児の自立を促す

【患児に対する相談支援の目的】
 ・自分の病気の特徴を理解させる。
 ・社会に出て自立するために必要な自信を形成し、心の安定を支えるための安心感と自己肯定感を与える。
 【家族に対する相談支援の目的】
 ・子どもが病気になったことに伴う生活の変化に対する不安を取り除く。

自立に
前進

- 治療に耐えた事による「忍耐力」
- 長期入院を乗り越えた「精神力」
- 人の痛みがわかる「共感力」

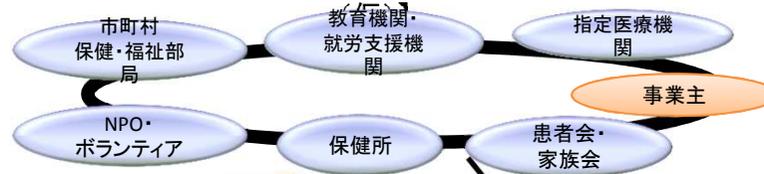
地域支援



自立支援員の配置

地域ニーズに適合した自立支援事業の検討

【小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会(イメージ)】



- ①現在の支援策の連携確保
- ②地域に欠けている事業を検討

小児慢性特定疾病児童等
自立支援員
 ・自立に向けた個別支援計画の作成
 ・資格取得支援等

(任意自立支援事業)

社会参加支援



- ・ワークショップ
- ・学習支援 等

自立支援



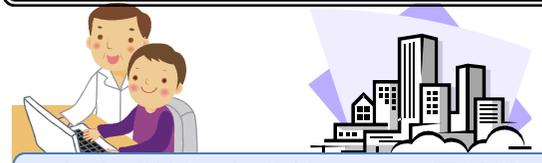
- ・職場体験
- ・就労相談会 等

家族支援



- ・レスパイト等

社会への理解促進



地域・学校・企業等へ小児慢性特定疾病児童等に対する理解を促進する。

【地域・学校・企業等へ普及啓発】
 ・地域・学校・企業等に対し疾病特性や対応ノウハウを理解してもらい、社会全体で慢性疾病児童を支える。

自立に
前進

○地域、学校、企業等に対し、慢性疾患児の特性を理解してもらい、自立しやすい社会形成を目指す

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金）

26年度予算(案)：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大 被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等での給食検査【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等の減免に対する支援【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

平成25年12月10日労働政策審議会雇用均等分科会 建議を受けた見直しのイメージ

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

指針の内容を充実・強化

(例) 地方公共団体行動計画：保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準を記載
 一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
 - ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し 等

事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - ・大企業(301人以上):義務
 - ・中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
 - ・中小企業(100人以下):努力義務
- **一定の基準を満たした企業を認定**
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

現行の認定制度の充実

新たな認定(特例認定)制度の創設
 ↓
 計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

※次世代法に基づく認定を受けた企業に対しては、期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、割増償却が可能となる税制優遇制度がある。この制度は平成23年度から平成25年度までの措置とされていたが、平成26年度政府税制改正大綱において、1年間延長することとされた。

ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業は、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図る観点から、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施することとしている。

【平成26年度予算案における変更点】

- 1 会員数要件を緩和し、新たに50～99人規模のファミリー・サポート・センターを補助対象とする。
- 2 新たに事業を開始する際の開設準備に要する経費(改修費等、賃借料(礼金1月分及び開設前月分))を補助対象とする。

○相互援助活動の例

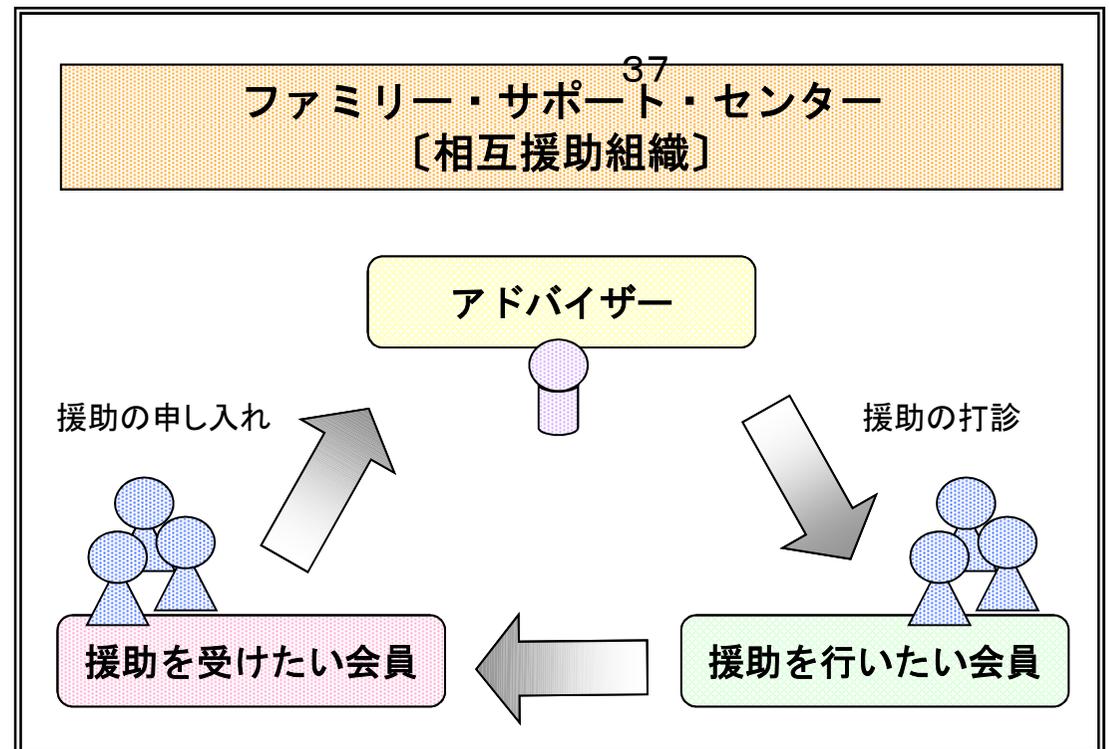
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村(平成24年度交付決定ベース)

- ・基本事業 699市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 129市区町村

○会員数 ※平成23年度末現在 ()は平成22年度末現在

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 383, 321人(352, 683人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 129, 744人(114, 818人)
- ・両方会員 42, 585人(39, 889人)



別紙

雇児職発0404第1号
平成25年4月4日

ファミリー・サポート・センター事業における事故事例及び
ヒヤリ・ハット事例の原因の検証のための具体的方策について

各〔都道府県〕
〔指定都市〕ファミリー・サポート・センター事業担当課長 殿
〔中核市〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
職業家庭両立課長
(公印省略)

ファミリー・サポート・センター事業における事故事例及び
ヒヤリ・ハット事例の原因の検証のための具体的方策について

ファミリー・サポート・センター事業における事故防止対策については、「ファミリー・サポート・センター事業における事故防止対策の徹底について」（平成23年10月21日付け雇児職発1021第1号本職通知）によりお願いしたところです。

今般、事故事例及びヒヤリ・ハット事例の検証作業の参考となるよう、原因の検証のための具体的方策を別紙のとおりまとめましたので、管内市町村及びファミリー・サポート・センターに対し周知頂くとともに、事故防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

1 目的

検証は、相互援助活動中の事故事例や、実際に事故に至らなかったが活動の中で「ヒヤリ」や「ハット」した事例（以下「ヒヤリ・ハット事例」という。）について事実の把握を行い、客観的な視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 対象範囲

検証の対象は、相互援助活動中に発生した死亡事故、及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の全てを検証の対象とすること。また、過去に発生した事例や、ヒヤリ・ハット事例について検証が必要と認められる事例も対象とすることが望ましい。

3 検証の方法

(1) 実施主体

市町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係するファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）は当該検証作業に参加・協力するものとする。

(2) 検証組織の構成

検証組織は、市町村の下に設置する。なお、検証の客観性を担保するため、検証組織の事務局を当該事例に直接に関与した、又は直接関与すべきであった組織以外の部署に置くとともに、検証委員には外部の者（当該事例に直接関与した、又は直接関与すべきであった組織の者以外の者）を構成員に加えるものとする。

(3) 会議の運営

会議では、以下の事項についても確認しておく。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及や関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

① 検証の目的

② 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

③ 検証スケジュール

(4) 事実関係の明確化

検証の対象事例について、事務局はあらかじめ事前打合せ書や活動報告書等の記録を通じて、①児童及び家族の状況や特性等、②事例の発生に至った経緯、③センターの関

与状況等、④市町村及びその他関係機関の関与状況等、に関する情報収集を行う。

会議では、事例への関係機関の関与状況について、関係者ごとのヒアリング等を以下の点に留意しながら実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。なお、会員の同意が得られた場合には、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

- ① ヒアリングには、検証委員の一部若しくは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、又は直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。
- ② ヒアリングの対象者は、センターのアドバイザー若しくはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例の当事者である援助を受けた会員（以下「依頼会員」という。）及び援助を行った会員（以下「提供会員」という。）を対象とする。
- ③ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点について、事例に直接関わったセンターのアドバイザー等や、依頼会員及び提供会員（以下「会員」という。）の意見を客観的に聴取することにより、事例の状況をさらに詳細に把握していく。
- ④ ヒアリングは、特に会員のプライバシーについては、十分に配慮する。また、事例を担当していた提供会員の心理的支援について必要に応じて組織的に取り組むことも重要である。

(5) 資料作成

事務局は、検証委員からの関係者ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時時系列に整理するとともに、現行のセンター運営体制に関する資料（①市町村の組織図、センターの概要、②アドバイザー、サブリーダー等スタッフ数、③活動件数、会員数、講習時間数、④依頼受付対応等の概要、⑤その他必要な情報等）を含め、問題点・課題を抽出するための基礎資料を作成する。

その他、検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等の資料を準備する。

(6) 問題点・課題の抽出

関係者ごとのヒアリング等により事例の事実関係が明確になった段階で、なぜ検証対象の事故事例及びヒヤリ・ハット事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、センター等関係機関の連携、組織の体制、その他の問題点・課題等を抽出する。検討に当たっては、客観的な事実やデータに基づき建設的な議論を行う。

(7) 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

4 報告書

(1) 報告書の作成

検証組織は、報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書を作成し、市町村に提出する。盛り込むべき内容としては、①検証の目的、②検証の方法、③事例の概要、④明らかとなった問題点・課題、⑤問題点・課題に対する提案（提言）、⑥今後の課題、⑦会議開催経過、⑧検証組織の委員名簿、⑨参考資料等が考えられる。

(2) 公表

事件事例及びヒヤリ・ハット事例の検証を行うことは、その後の相互援助活動における事故防止対策に密接に関連するものであり、他のセンターにおける事故防止対策に資することから、検証結果は公表することが望ましい。ただし、公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

(3) 提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について市町村の検証組織に定期的に報告し、検証組織は、報告を受けた内容について評価する。

雇用均等・児童家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線	
1. 平成26年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要(P.1)	書記室	予算係	胡内敦司	7806	
2. 平成25年度雇用均等・児童家庭局補正予算案の概要(P.6)	書記室	予算係	胡内敦司	7806	
3. 平成26年度における「社会保障の充実」(案)について(P.8)	総務課少子化対策企画室	計画係	花山 亮	7793	
4. 安心こども基金について(P.12)	総務課	調整係	結城圭輔	7830	
5. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置について(P.14)	総務課子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室	室員	伊藤丈泰	7850	
6. 待機児童解消加速化プランの推進について(P.20)	予算関係	保育課	予算係	西浦啓子	7927
	保育士確保関係	保育課	在宅保育係、 保育士対策係	坂部太一	7947
7. 放課後児童クラブについて(P.28)	育成環境課	健全育成係	國松弘平	7909	
8. 社会的養護の充実について(P.33)	家庭福祉課	指導係	平山多輝男	7889	
9. 母子家庭等自立支援対策について(P.36)	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	母子係	土谷朋子	7892	
10. 子どもの貧困対策について(P.41)	総務課	企画法令係	川瀬健太	7825	
11. 児童虐待の現状と対策について(P.43)	総務課虐待防止対策室	調整係	伊藤丈泰	7800	
12. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について(P.49)	母子保健課	母子保健係	後藤博規	7938	
13. 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方について(P.52)	母子保健課	福祉係	当新卓也	7937	
14. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について(P.55)	総務課	調整係	結城圭輔	7830	
15. 次世代育成支援対策推進法の改正について(P.56)	職業家庭両立課	法規係	富永華子	7852	
16. ファミリー・サポート・センター事業について(P.57)	職業家庭両立課	勤労者家族係	佐々木あやの	7858	

